

1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の制定に伴う変更

変更後（平成25年4月1日から変更）		現行（平成22年4月1日制定。平成24年4月1日変更）	
(略) 第7 料金に関する規定 (略) 2 その他の料金 診療料等以外のその他の料金は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの定める額とする。		(略) 第7 料金に関する規定 (略) 2 その他の料金 診療料等以外のその他の料金は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの定める額とする。	
種 別	金 額	種 別	金 額
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）</u> 第5条第2項、第5項、第8項及び第9項に掲げる障害福祉サービス	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額	<u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）</u> 第5条第2項、第5項、第8項及び第9項に掲げる障害福祉サービス	障害者自立支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(1) 変更の理由・内容

「第7 料金に関する規定」に規定する「法律の名称」を変更する。

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改める。

(2) 変更日（施行日）

平成25年4月1日

2 分べんの介助の料金の変更に伴う変更（平成25年3月26日付け神奈川県知事認可、変更後の料金（金額）は平成26年1月1日から適用）

変更後（平成26年1月1日から適用）			現行（平成22年4月1日制定。平成24年4月1日変更）		
第7 料金に関する規定			第7 料金に関する規定		
1 診療料等			1 診療料等		
(略) (1)～(2) (略)			(略) (1)～(2) (略)		
(3) 診療報酬の算定方法に定めのない場合			(3) 診療報酬の算定方法に定めのない場合		
種 別		金 額	種 別		金 額
分べんの介助	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで以外の日の午前8時30分から午後5時まで（土曜日にあつては、午前8時30分から午後零時30分まで）の間において行った場合	18万円（多胎分べんの場合にあつては18万円に、胎児の数から1を減じた数に9万円を乗じて得た額を加算した額）	分べんの介助	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで以外の日の午前8時30分から午後5時まで（土曜日にあつては、午前8時30分から午後零時30分まで）の間において行った場合	12万円（多胎分べんの場合にあつては12万円に、胎児の数から1を減じた数に6万円を乗じて得た額を加算した額）
	その他の場合	21万6,000円（多胎分べんの場合にあつては21万6,000円に、胎児の数から1を減じた数に10万8,000円を乗じて得た額を加算した額）		その他の場合	14万4,000円（多胎分べんの場合にあつては14万4,000円に、胎児の数から1を減じた数に7万2,000円を乗じて得た額を加算した額）
略	(略)	(略)	略	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)		(略)
(略)		(略)	(略)		(略)

(1) 変更の理由・内容

病院機構の出産に係る現行料金は、出産に要する経費（原価見合い）を相当程度下回る状況にあることから、分べんの介助に係る金額を変更する。

(2) 変更日（施行日）

平成26年1月1日